

無期転換権発生への対応 (3) 修正版

同一の使用者との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する「無期転換ルール」が平成25年4月から導入されていますが、①専門的知識等を有する有期雇用労働者（以下「高度専門職」）と、②定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（以下「継続雇用の高齢者」）について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。（「有期雇用特別措置法」平成26年11月28日公布）

高度専門職の特例

高度専門職の範囲は、①博士の学位を有する者 ②公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士 ③ITストラテジスト、システムアナリスト、アクチュアリー資格試験に合格している者 ④特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者 ⑤大学卒で5年、短大・高専卒で6年、高卒で7年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニアまたはデザイナー ⑥システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタント ⑦国等によって知識等が優れたものであると認定され、上記①から⑥までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者です。

また、年収に要件があり、1年間当たりの賃金の額に換算した額が、1,075万円以上であることが必要です。

高度専門職について、●適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、●高収入で、かつ高度の専門的知識等を有し、●その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了する業務に従事する場合、その業務に従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。ただし、無期転換申込権が発生しない期間の上限は、10年です。

継続雇用の高齢者の特例

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、●適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、●定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要

有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。

- ① 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。
- ② 事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
- ③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者（高度専門職と継続雇用の高齢者）について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

なお、有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。